

保護者様

関川村長

## 【定期予防接種：小児】 小児用肺炎球菌ワクチン予防接種のご案内

令和6年10月より20価小児用肺炎球菌ワクチンが定期接種に位置付けられました。

小児用肺炎球菌ワクチンの定期予防接種について、接種を希望される方は、下記及び、別紙「小児用肺炎球菌ワクチン定期予防接種にあたって」等をよく読み、医療機関で接種してください。

### 1 対象者（接種対象年齢）

接種日時時点で関川村に住所がある、生後2か月から生後60か月未満の方（生後2か月から5歳の誕生日の前日まで）

### 2 接種回数

4回（初回3回、追加1回）

（標準的な接種期間）

※初回接種は、生後2か月から7か月未満までに開始し、生後12か月までに27日以上の間隔で3回

※追加接種は生後12か月から15か月にいたるまでの間に、初回接種終了後から60日以上の間隔をおいて1回

### 3 接種費用

無料 ※ただし、接種対象年齢を過ぎると無料で接種できなくなりますのでご注意ください。

### 4 予約方法

別紙「令和7年度 関川村・村上市定期予防接種実施医療機関一覧（0～6歳用）」を確認の上、直接電話で予約してください。

### 5 当日、医療機関へ持参するもの

(1) 母子健康手帳

(2) 必要事項を記入した予診票（医療機関に予備はありません）

・年齢の欄には、接種時の年齢（月齢）をご記入ください。

・裏面は、保護者以外の方が同伴する場合のみ、必ず保護者が記入してください。

### 6 その他

・すでに15価小児肺炎球菌ワクチンで接種を始めている方は、残りの回数を20価ワクチンで接種することはできません。

・治療中等の関係で、別紙の実施医療機関以外（県内）で接種する必要がある場合は、役場健康福祉課までご連絡ください。（接種ができる医療機関であるか村で確認します）

・保護者の方は別紙の「小児用肺炎球菌ワクチン定期予防接種にあたって」にて、予防接種の必要性、副反応等を理解の上、接種してください。

・村から転出された場合は、村の予診票は使えません。